

平成27年度以降に作成された計画一覧

分野	総合（マスタープラン）	総合	総合	人権	福祉
計画名	第5次 桂川町総合計画 後期基本計画	まち・ひと・しごと創生総合戦略	桂川町公共施設等総合管理計画	桂川町男女共同参画基本計画	桂川町地域福祉計画
根拠法令	桂川町自治基本条例 第14条	まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月） 法第4条、第10条	総務大臣通知（平成26年4月22日付）	男女共同参画社会基本法第14条第3項	社会福祉法第107条
策定義務	市町村の判断（注1）	市町村の判断（注1）	要請	努力義務	努力義務
策定者	桂川町	桂川町	桂川町	桂川町	桂川町
策定状況	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済
策定年次	平成28年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成28年3月	平成28年3月
計画期間	平成28年度～令和2年度 （5年間）	平成27年度～令和元年度 （5年間）	平成29年度～令和8年度 （10年間）	平成28年度～令和2年度 （5年間）	平成28年度～令和2年度 （5年間）
策定業務 担当課	企画財政課	企画財政課	建設事業課	健康福祉課	健康福祉課
内容	<p>第5次 桂川町総合計画 基本構想 平成23年3月策定 期間 平成23年度から10年間 前期計画 平成23年度～平成27年度</p> <p>（基本理念） 「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」</p> <p>（将来像） 「協働で未来（夢）を拓く～笑顔あふれる まち“けいせん”」</p> <p>（注1）平成23年8月1日に改正地方自治法が施行され、地方自治法第2条第4項の規定が廃止された。これにより、基本構想の策定、議会の議決の有無、策定する際の諸手続きは市町村判断となった。</p> <p>◎地方自治法第2条第4項 「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本計画を定め、これに則して行うようにしなければならない。」</p>	<p>（目的） 桂川町が、将来にわたり、活力ある持続可能な地域であり続けることを目指す。</p> <p>（4つの基本目標） Ⅰ. 駅周辺整備・定住促進プロジェクト ～笑顔ある「まち」の創出～ Ⅱ. 教育プロジェクト ～希望ある「ひと」の創出～ Ⅲ. 産業プロジェクト ～活気ある「しごと」の創出～ Ⅳ. 王塚プロジェクト ～魅力ある「個性」の発揮～</p>	<p>公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組みの方向性を示す計画として、所有施設の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた計画。</p>	<p>基本理念 「男女が互いを尊重し、すべての人が自分らしく輝けるまち“けいせん”」</p> <p>基本目標① 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり</p> <p>基本目標② 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり</p> <p>基本目標③ 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり</p>	<p>（計画構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定にあたって ・桂川町の概況 ・計画の基本的な考え方 ・取り組みと役割分担 ・計画の推進に向けて
次期計画 策定期	令和2年度	令和元年度	適宜見直し	令和2年度	令和2年度

平成27年度以降に作成された計画一覧

分野	福祉	福祉	福祉	子育て	医療・健康推進
計画名	桂川町第2期障がい者計画	桂川町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	桂川町第7期高齢者福祉計画	桂川町子ども・子育て支援事業計画	桂川町第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画
根拠法令	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条	老人福祉法第20条の8	子育て支援法第61条	第2期保健事業実施計画→国民健康保険法第82条 第3期特定健康診査等実施計画→高齢者の医療の確保に関する法律第19条
策定義務	法定	法定	法定	法定	第2期保健事業実施計画→指針 第3期特定健康診査等実施計画→法定
策定者	桂川町	桂川町	桂川町	桂川町	桂川町
策定状況	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済
策定年次	平成29年3月	平成30年3月	平成30年3月	平成27年3月	平成30年3月
計画期間	平成29年度～令和5年度（7年間）	平成30年度～令和2年度（3年間）	平成30年度～令和2年度（3年間）	平成27年度～令和元年度（5年間）	平成30年度～令和5年度（6年間）
策定業務担当課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	子育て支援課	健康福祉課・保険環境課
内容	<p>（計画構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画策定にあたって 障がいのある人を取り巻く状況 計画の基本的な考え方 取り組んでいく施策 計画の推進のために 	<p>（計画構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画策定にあたって 障がいのある人を取り巻く状況 計画の基本的な考え方 障がい福祉サービス 地域生活支援事業 障がいのある子どもへの支援 平成32年度に向けた数値目標 	<p>基本理念</p> <p>「みんなが元気！誰もが笑顔！自立と支えあいで作るほほえみのまち“けいせん”」</p> <p>基本目標① 地域で支え合う仕組みづくり</p> <p>基本目標② 健康づくりと介護予防の推進</p> <p>基本目標③ 自立と安心につながる支援の充実</p> <p>基本目標④ 介護保険給付事業の適正化</p>	<p>（基本理念）</p> <p>「みんなで応援 すくすく桂川っ子～親も子も笑顔あふれるまち けいせん～」</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子育て短期支援事業 ファミリーサポートセンター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業 放課後健全育成事業 実費徴収に係る補給給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 	<p>第2期保健事業実施計画</p> <p>健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保険事業の実施を図るための計画。</p> <p>蓄積されたデータベースを活用し、加入先にわかりやすく情報を整理し、健康課題やこれまで行ってきた保健指導等の評価を含め、それを基礎として保健事業計画を策定する。</p> <p>（計画構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健事業実施計画基本事項 桂川町の現状と課題 第1期計画に係る評価 健康課題の明確化と今後の取り組み 地域包括ケアに係る取り組み 計画の評価・見直し 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い <p>第3期特定健康診査等実施計画</p> <p>国の定める特定健康診査等基本指針に基づく計画。制度創設の趣旨、国の健康づくり施策の方向性、第2期の評価を踏まえて策定する。</p> <p>（計画構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の背景について 特定健診・特定保健指導の実施 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存 結果の報告 特定健康診査等実施計画の公表・周知
次期計画策定期	令和5年度	令和2年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度（中間評価）

平成27年度以降に作成された計画一覧

分野	健康	環境	農林		
計画名	桂川町健康増進・食育推進計画	桂川町一般廃棄物処理実施計画	桂川町森林整備計画		
根拠法令	健康増進法第8条第2項・食育基本法第18条	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	森林法第十条の五		
策定義務	法定	法定	市町村の判断（注1）		
策定者	桂川町	桂川町	桂川町		
策定状況	策定済	策定済	策定済		
策定年次	平成29年3月	平成30年	平成29年3月		
計画期間	平成29年度～令和3年度 （5年間）	平成30年度 （単年）	平成29年度～令和8年度 （10年間）		
策定業務担当課	健康福祉課	保険環境課	産業振興課		
内容	<p>（趣旨）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の健康を取り巻く環境の変化を踏まえ、町民の健康の増進を着実にすすめるために策定 ・全ての町民が、生涯にわたって健康づくりに取り組むことをめざし、「食育」と一体的に取り組むことで、より効果的なものとする <p>（基本理念）</p> <p>「できることからはじめよう！健やかで笑顔あふれるまち”けいせん”」</p> <p>（基本目標）</p> <p>健康寿命の延伸</p> <p>（基本的な方向と施策）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生活習慣病の発症予防と重症化予防 ②ライフステージに応じた健康づくりの推進 ③健康を支える環境の整備 	<ol style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み ②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 	<p>森林の有する機能ごとに、その機能を高度に発揮するために望ましい森林の姿を目指す。</p> <p>森林整備及び保全の推進にあたっては、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源を有効に活用できるよう、間伐等の適切な実施、的確な更新の確保、混交林化等を図る。</p> <p>また、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性などの多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林整備により健全な森林資源の維持造成を推進する。</p>		
次期計画策定期	令和3年度	令和元年度	令和3年度（中間見直し）		